

発光可変表示式広告物の手引きの策定について

1. 議案概要

令和4年度以降、『駅周辺にデジタルサイネージを設置したいが、許可は可能か』という問い合わせが増えるなか、鳥取市屋外広告物条例（以下「条例」という。）や屋外広告物法、他法令では設置基準等は無く、条例で定める表示面積や高さなどの基準に適合すれば許可できる状況となっています。

デジタルサイネージは一般の広告物と違い、動画や強い光を放つなど誘目性を備え、音響機能を持ち合わせるなど特殊性が強いことから一定のルールを定める必要があると判断し、他先進自治体の定めるルールや市内関係機関からの意見を参考に『鳥取市 発光可変表示式広告物の手引き（※以下、「手引き」という。）』を作成のうえ、運用することとします。（令和6年2月下旬運用開始予定）

このことについて、鳥取市屋外広告物条例第30条により審議会の意見を伺うものです。

手引きの位置づけ

手引きは、屋外広告物法、鳥取市屋外広告物条例、鳥取市景観形成条例、鳥取市景観計画に基づき、屋外で表示する発光可変表示式広告物の配慮・抑制事項として、広告物掲出(設置)者への解説及び、本市の助言の根拠として位置付けるものです。

手引き策定までの工程

時期	実施事項	備考
R4.11	令和4年度第1回鳥取市景観形成審議会で設置基準・配慮事項（案）を報告	
R5.4	設置基準・配慮事項（案）について審議会委員の皆様に意見を伺う	
R5.7	設置基準・配慮事項（案）について本市庁内関係課へ意見照会	
R5.9	設置基準・配慮事項（案）について関係機関に意見を伺う 対象機関：鳥取県、鳥取警察署、鳥取県広告美術業協同組合、 鳥取市観光コンベンション協会、麒麟のまち観光局、 鳥取商工会議所、鳥取市西商工会、鳥取市南商工会、鳥取市東商工会	
R5.12	手引き（案）を作成	
R6.2 (現在)	令和5年度第1回鳥取市景観形成審議会開催 手引き（案）について意見を伺う	
R6.2 下旬	手引き策定 鳥取市公式ホームページで公開予定	

2. 手引きの運用について

この度の審議会での意見を参考に手引きを策定した後、運用開始（公式ホームページに公開）します。手引きは、必要に応じて見直しすることとします。

デジタルサイネージ設置基準・配慮事項（案）

配慮項目	新	旧（令和4年度審議会で報告）
デジタルサイネージの掲出を禁止・抑制する地域	<ul style="list-style-type: none"> ①禁止地域（鳥取市屋外広告物条例で禁止されている地域） ②景観形成重点区域（鳥取市景観形成条例、鳥取市景観計画で定めている重点区域） ③住居系の用途地域、市街化調整区域（都市計画法で定めている地域） <p>※③については自家用広告物に限り、表示面積を2㎡以下とし、かつ近隣からの理解を得られた場合に限り掲出可とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域（鳥取市屋外広告物条例で禁止されている地域） ・景観形成重点区域（鳥取市景観形成条例、鳥取市景観計画で定めている重点区域） ・住居系の用途地域、市街化調整区域（都市計画法で定めている地域）
表示面積について	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域、近隣商業地域は 30㎡以下とする。 ・工業地域、工業専用地域、準工業地域の自家用広告物は30㎡以下、非自家用広告物は2㎡以下とする。 ・上記以外の地域は 2㎡以下とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域、近隣商業地域は 30㎡以下とする。 ・工業地域、工業専用地域、準工業地域の自家用広告物は 30㎡以下とする。 ・上記以外の地域は 2㎡以下とする。
設置高さについて	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による高さ制限とする。 ・鳥取市景観計画で定める届出対象の規模要件未満の高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による高さ制限とする。 ・鳥取市景観計画で定める届出対象の規模要件未満の高さとする。
明るさ、まぶしさに関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努める。 ・『光害対策ガイドライン(環境省)』を参考とし、輝度、表示時間帯などに配慮する。 ・夜間(日の出から日の入りの時間)の輝度は800cd/㎡以下とし、眩しさの低減に努める。 日の入りから日の出 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努める。 ・『光害対策ガイドライン(環境省)』を参考とし、輝度、表示時間帯などに配慮する。
点滅、動き(速度)に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとすること。
色彩に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な高彩度色、地色の白は控えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な高彩度色、地色の白は控えること。
夜間の時間帯に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・夜中から早朝の表示は控えるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜中から早朝の表示は控えるよう努めること。 ・19時から5時は明るさを抑え、まぶしさの低減に努めること。
道路、信号機付近への設置に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・道路標識や信号機を障害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避けること。 ・必ず警察署・道路管理者に意見を聴き、助言、指導を受けた場合は遵守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路標識や信号機を障害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避けること。 ・信号機が視認できる明るさに抑えること。
音に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣への配慮や、視覚障害者用の音声誘導設備の音を障害しないための配慮として、原則、音を発生させないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣への配慮や、視覚障害者用の音声誘導設備の音を障害しないための配慮として、原則、音を発生させないこと。
近隣に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前周知を行い、理解を得ること。 ・また、苦情、要望には真摯に対応すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前周知を行い、理解を得ること。 ・また、苦情、要望には真摯に対応すること。
設置形態について	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁面に設置する場合、著しく突出しないようにする。 ・周辺景観、まちなみへ配慮し、奇抜な形状は避け、周辺の景観に調和するよう努める。 	
表示内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・次に示す内容は表示しないこと。 公序良俗に反するもの／差別・プライバシーの侵害・セクシャルハラスメント等の人権を侵害するもの／他者の権利を侵害するもの／他者の名誉を棄損し、あるいは誹謗中傷の恐れがあるもの／過激な表現や不適切な表現／未成年に対して不適切な表現／サブリミナル効果を使用したもの／その他これらに類するもの 	

その他の取り扱いについて（案）

検討項目	新	旧（令和4年度審議会で報告）
表示内容の変更許可について	<ul style="list-style-type: none"> 表示内容の変更毎に変更申請が必要。（鳥取市屋外広告物条例による規定） ただし、事前協議により認められたものに限り、日にち、価格等の数字の変化等の軽微な変更は対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示内容の変更毎に変更申請が必要。（鳥取市屋外広告物条例による規定） ただし、日にち、価格等の数字の変化等の軽微な変更は対象外とする。
プロジェクションマッピングの制限について	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は原則30㎡以下（鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による規定）とする。 ただし、まちの活性化等に資するイベントのため、公益性がある期間限定で表示するものについては、近隣や地域、関係団体などの理解を得られる場合に限り、制限を設けない。 なお、表示面積の規模は近隣・地域・関係団体などと協議のうえ決定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は原則30㎡以下（鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による規定）とする。 ただし、まちの活性化等に資するイベントのため、公益性がある期間限定で表示するものについては、近隣やその周辺への理解を得られる場合に限り、制限を設けない。
公益性、公共性を有するコンテンツの取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 防災・緊急情報、天気予報、時刻、ニュース、行政広報、観光情報、地域イベント情報、各種団体の広報（非営利目的）、などの公益に資するコンテンツについては許可（変更含む）を受けなくてよい（適用除外※）ものとして取り扱う。 （※鳥取市屋外広告物条例第6条第1項第4号に該当するものとして考える） 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・緊急情報、天気予報、時刻、ニュース、行政広報、観光情報、地域イベント情報、各種団体の広報（非営利目的）、などの公益に資するコンテンツについては許可（変更含む）を受けなくてよい（適用除外※）ものとして取り扱う。 （※鳥取市屋外広告物条例第6条第1項第4号に該当するものとして考える）
事前協議制について	<ul style="list-style-type: none"> 原則、事前協議制とし、協議する時期は設置日の90日前までとする。（新設の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、事前協議制とし、協議する時期は設置日の90日前までとする。（新設の場合）
関係機関への事前協議について	<ul style="list-style-type: none"> その他の法令等による制限や配慮が求められる場合があることから、関係機関に事前協議を行うこと。 （参考法令：道路法、建築基準法、風俗営業法、鳥取県公害防止条例 等） 	<ul style="list-style-type: none"> 道路付近に設置する場合、公安委員会（警察）への事前協議が行われていること。 その他の法令等による制限や配慮が求められる場合があることから、当該の機関に対する事前協議が行われていること。 （参考法令：風俗営業法、鳥取県公害防止条例 等）
鳥取市景観形成審議会への諮問について	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による規定及び本手引きの配慮・抑制事項を遵守しているか否かにかかわらず、良好な景観・住環境などに大きな影響を及ぼす恐れがあると判断した場合は、鳥取市景観形成審議会に意見を諮ることがある。 	
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 掲出（表示）を開始してから、輝度調整や時間調整などをお願いする場合がある。 	